

2025年11月28日

大阪府都市整備部

部長 美馬 一浩 様

水防業務に関する緊急要求書

大阪府職員労働組合土木現場支部

支部長 不死原



大阪府職員労働組合土建支部

支部長 樋口 浩



私たち職員は水防業務において、府民の生活と安全を守る重要な役割を担っています。休日や深夜帯においても即時かつ緊急の対応が求められており、それに従事する職員は、発令を受けた直後より、水防対応を開始しています。しかし、職場に向かっている時間は、通勤扱いとされ時間外勤務手当の支給はされていません。近年、ゲリラ豪雨の増加により短時間の気象警報が発令されるケースが多くなっており、それに伴い職員への負担が大きくなっています。

水防業務は通常業務ではなく、緊急対応業務であり、発令時間や従事する時間等を予測することは困難なため、通常の出勤とは明らかに異なります。私たち職員は、事務所へ参集する時間も水防業務であると考えます。

よって、以下のように要求を求めます。

【要求項目】

- 水防などの緊急対応時は呼び出し時間から業務開始時間とし、時間外勤務手当の支給対象とすること。